

平成22年2月5日
消費者庁

消費者情報ダイヤルに寄せられた情報の概要等 (平成22年1月18日～1月22日分)

平成22年1月18日から1月22日までの間に消費者情報ダイヤルに寄せられた情報の中から、注意を要すると思われる情報について公表します。

消費者庁としては、今後、関係省庁とこれらの情報を共有しつつ、同種事例に関する相談件数の推移等を注視し、必要に応じて、追加情報の公表その他の適切な対応を行ってまいります。

なお、これらは、消費者情報ダイヤルに寄せられた情報の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、違法性・不当性等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

○ 取引分野

- ・ 携帯電話に、有料サイトの利用料を請求するメールが来た。支払わないと民事訴訟など法的措置をとると書かれているが、サービスを利用した覚えがない。
- ・ 土地の有効利用のためアパートを建ててアパート経営をしないか、と勧誘された。断っているにもかかわらず担当者を替えてしつこく勧誘に来るので迷惑している。
- ・ 以前、未公開株を購入して損失を出したことがあるが、探偵業者を名乗る事業者から、着手金を払えばその7割程度取り戻せる、と勧誘されている。

ここで注意を要すると思われる情報として公表されている事例は、PIO-NETに寄せられている同一事業者名・同種手口（又は同種商品・役務）の情報件数を確認し、①PIO-NETに登録された直近1か月の件数と直近3か月の月平均件数が、過去1年の月平均件数を上回り、かつ、②PIO-NETに登録された直近1か月の情報が複数の都道府県で登録されているものを対象としています。

ただし、前記①、②の条件を形式的に満たす場合であっても、情報の正確性・客観性に疑義がある場合や特異な事案であって被害の拡大や再発のおそれが乏しいと認められる場合、あるいは関係行政機関による法執行等に不当な影響を及ぼすおそれがあると認められる場合等には公表の対象から除外しています。

(「消費者情報ダイヤルに寄せられる情報の公表に関する基本的考え方」より)

【本件問い合わせ先】

消費者庁消費者情報課 川辺・木嶋・滝・松田

電話：03-3507-9178

(参考)

1. ダイヤル受付総数

577件

| | | |
|----|--------------------|------|
| うち | 一般的な内容（相談・苦情、提案含む） | 403件 |
| | 法解釈 | 123件 |
| | 情報提供 | 131件 |

※1件の受付で複数の内容を含む場合があるため、内訳の合計は受付総数を上回ることがある。

2. 情報提供の概要

| | |
|----|---|
| 安全 | ACアダプター（発火・火傷）、アルミ製脚立（開き留め金具の材質と安全性）、バイク用タイヤ（装着サービスの不備による転倒・怪我）、椅子（接着部位の離脱）、飲料（ステロイド剤含有の疑い）、加湿セラミックファンヒーター（体調不良）、自転車（方向転換時のスリップ・骨折）、自動車（ドア開閉の不調）、伸縮はしご（破損による転落・骨折）、電気機器の騒音（体調不良）、電動アシスト自転車の充電器（発熱・発火） <p style="text-align: right;">計12件</p> |
| 取引 | インターネットオークションをめぐるトラブル、オンラインゲームをめぐるトラブル、一方的な契約更新、一方的な契約条件、架空請求、解約トラブル、開運商法、虚偽説明、強引な勧誘、強引な勧誘（威迫・困惑）、業務提供誘引販売取引、契約時の説明不足、詐欺、詐欺的勧誘、自動入会手続、執拗な勧誘、執拗な勧誘（威迫・困惑）、執拗な電話勧誘、粗悪品の販売、断定的判断の提供、投資をめぐるトラブル、特定継続的役務提供、不実告知、不審な電話勧誘、不動産売買をめぐるトラブル、不良製品の販売、保険金支払いをめぐるトラブル、保険契約をめぐるトラブル、抱き合わせ販売、履行遅滞、連鎖販売取引、その他サービスの不備、その他サービスをめぐるトラブル、その他契約をめぐるトラブル <p style="text-align: right;">計72件</p> |
| 表示 | おとり広告（小売店のチラシ）、虚偽広告（火災保険のパフレット）、虚偽広告（公営住宅申込み代行の雑誌広告）、虚偽表示（電化製品のパンフレットの性能表示）、虚偽表示（割引クーポン券）、虚偽表示（焼酎ラベル）、虚偽表示（通信 |

| | |
|-----|--|
| | <p>販売の新聞広告)、誇大広告(サプリメントの雑誌広告)、誇大広告(中古車販売のチラシ)、誤認惹起(眼鏡のテレビCM)、誤認惹起(マンション・アパート建築の新聞広告)、誤認惹起(化粧品通信販売の会報誌)、誤認惹起(菓子パンの名称)、誤認惹起(期間限定商品の告知)、誤表示(魚の種類店頭表示)、誤表示(中古自動車の事故歴)、誤表示(パソコン性能の店頭表示)、効能効果表示(玄米)、産地偽装(海外産水生植物)、説明不足(CDの付録)、説明不足(携帯電話のテレビCM)、説明不足(家電製品の取扱説明書)、説明不足(割引クーポン券)、説明不足(通信販売の下着サイズ表示)、二重価格表示(DVD)、表示義務違反、品質表示義務違反(米)、不当な顧客誘引</p> <p style="text-align: right;">計 30 件</p> |
| その他 | <p>電気給湯器(騒音)、観賞魚用の水・空気浄化機能器具の安全性、期待した品質との相違、個人情報の取扱い不備、個人情報の漏洩、施工不良、製品不良、著作権法違反</p> <p style="text-align: right;">計 17 件</p> |